

奨学金の返還実績に応じて助成します！

認定手続き

申請は、以下の書類一式（全て）をご提出ください。

- 大槌町奨学金返還補填助成金認定申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 住民票謄本（謄本とは、世帯全員が記載されている住民票の写しのこと）
- 奨学金の内容（※）が分かる書類（写し可）
（※奨学金名、貸与額、貸与期間、返還総額、返還期間、返還済額、返還残額）
- 奨学金の返還免除等、支援措置の有無が確認できる書類（写し可）
- 就業していること又は起業したことを証明する書類
 - ・雇用契約書がある場合、契約書の写し
 - ・雇用契約書がない場合、別紙1「就業証明書」
 - ・雇用期間の定めがある場合、別紙3「契約更新証明書」
 - ・起業した場合、開業届の写し
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主用通知）の写し
- 市区町村民税の完納証明書（新卒者は添付不要）

交付手続き

申請は、以下の書類一式をご提出ください。

- 大槌町奨学金返還補填助成金交付申請書（様式第5号）
- 返還額の証明書類（通帳、領収書の写し）
- 交付対象期間の出勤簿の写し

請求手続き

請求は、以下の書類をご提出ください。

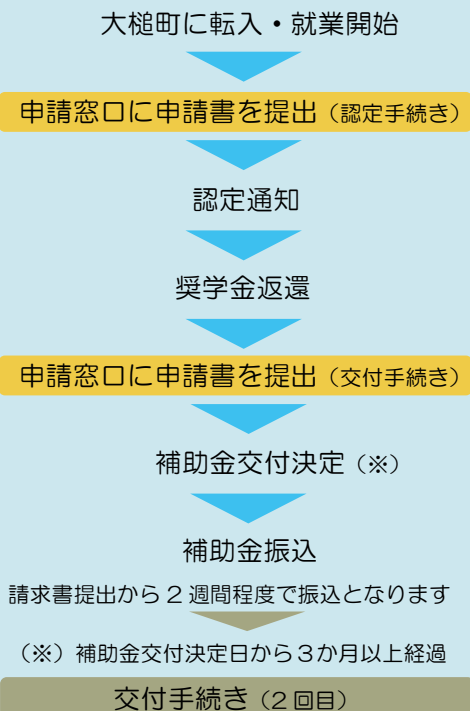
- 大槌町奨学金返還補填助成金交付請求書（様式第7号）

なお、請求書については、補助金交付決定（通知発送）時に同封いたします。

補助金額

- 助成上限額 年額24万円（1/2以内）
- 助成年数 3年間（予算の限り）

申請までの流れ



チェックリスト

以下の条件を全て満たす場合、補助の対象となる可能性があります。

- 大槌町民である
- 平成30年4月（就業に限り1月）以降に大槌町に転入した
- 事業所に就業中である（起業を含む）
- 大学を卒業又は退学した（高等専門学校、専修学校を含む）
- 奨学金の貸与を受け、奨学金を返還予定又は返還中である
- 申請者の年齢が35歳未満である（初回認定申請時点において）
- 奨学金の返還金、市区町村民税等を滞納していない
- 申請者が国及び地方公共団体の職員以外の者である
- 転勤の見込みがなく、派遣職員でもない
- 現在、学校等に在学していない（ただし、夜間、定時又は通信制は除く）
- 雇用期間の定めがない、又は契約更新の見込みがある
- 住所地に居住し、住所地から通勤している